

大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、建設産業の女性活躍を図るため、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業実施要領(令和7年4月1日伺定。以下「実施要領」という。)に基づき、県内建設業者等が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(第2号様式)
 - (2) 収支予算書(第3号様式)
 - (3) 誓約書(第4号様式)
 - (4) 建設ディレクター育成講座の受講料、検定開催日時等が確認できる書類の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、次の関係書類を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (ア) 変更承認申請書(第5号様式)
 - (イ) 変更計画書(第6号様式)
 - (ウ) 変更収支予算書(第7号様式)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿

及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。
- (6) その他、大分県補助金交付規則、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第8号様式)により行うものとする。

2 第4条第1項の規定による変更の承認に伴う規則第6条の規定による補助金の交付決定の変更通知は、第9号様式により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第11号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1)事業実施報告書(第12号様式)
- (2)収支精算書(第13号様式)
- (3)受験者が建設ディレクターに認定されたことが確認できる書類の写し
- (4)請求書または領収書等、支出を証明する書類の写し
- (5)その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業補助金から適用する。

別表

補 助 対 象 経 費	補助率・補助金額	
	補助率	補助上限額
実施要領で定める補助対象事業者のうち、一般社団法人建設ディレクター協会が開催する建設ディレクター育成講座の受講料	1／4	1人当たり 82,500円 (1補助事業者2人まで) ※補助上限額は、令和7年度以降に本補助金の交付を受けた額を控除する。

※受講者が建設ディレクターに認定されなかった場合は補助金を交付しないものとする。

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に100円未満の端数が乗じた場合は、これを切り捨てるものとする。